

学生番号								氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	----	--

(様式 99)

申請内容確認用紙

(この用紙も提出してください。)

■ 以下のことについて、学生自身が申請書類の記入内容等を再度確認し、左端のチェック欄口にチェック✓をしてください。

- 申請要領を学生自身が良く読みましたか？（申請する学生自身が申請要領を熟読していない場合、免除申請はできません。）
- 各様式の記入内容について、記入漏れやチェック✓漏れはありませんか？
- 同一生計者の 2025 年 1 月以降の勤務の状況（就職や退職）を説明できるよう把握していますか？
- 添付する各証明書については、指示されたものを提出していますか？
- 源泉徴収票などの A4 サイズより小さい紙は、台紙に貼り付けていますか？
- 提出書類のコピーを学生自身が手元に保存していますか？

全員が提出する書類

	授業料免除申請書(様式1-①)
	家庭状況調書(様式1-②)
	収入状況等申告書(様式2)
	申請内容確認用紙(様式 99・本用紙)
	結果通知用封筒(長3形 120mm×235mm)
	110 円分の切手(研究室・留学生宿舎宛では不要)
	令和8年度 所得・課税証明書(令和7年分) (本人、父母・(父母ともいない場合は)父母に代わる 家計支持者分)

該当する人がいる場合に提出する書類

	収入に関する必要書類
	特別控除に関する必要書類
	その他必要書類
	独立生計者の必要とするもの

前半期分免除申請では、市区町村役場で発行が開始され次第、追加で提出してください。
【提出期限:2026 年 6 月 12 日(金)】

- 家庭状況調書には、生計を同じくする人全員のことが申告されていますか？
 - ・市役所への届出では別世帯であっても、同居している方（祖父母やその他の家族）は同一生計として取り扱います。
- 前半期分申請においては 4 月 1 日現在での状況を申告していますか？
 - ・申請書類提出後に状況が変わることが判明した場合（雇用状況、兄弟姉妹の進学等）は、必ず申し出てください。（4 月中の新入学は、全て 4 月 1 日入学として記入してください。）
- 2025 年 1 月以降の勤務状況（就職や退職など）や収入の状況等を全て申告していますか？
 - ・昨年に得た収入全てについて申告し、源泉徴収票や確定申告書等を添付してください。
 - ・2024 年 12 月の勤務に対して 2025 年 1 月に支払われたものについても提出してください。
- 本人、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）に、2025 年 1 月以降の就職・転職・雇用の変更・退職（定職・アルバイトともに）があった場合、源泉徴収票等に加えて、下記の必要書類を提出していますか？
 - ◆2025 年 1 月以降に始めた勤務または業務
 - ◆2025 年 1 月以降に雇用形態が変更となった勤務
 - ◆（前半期分申請）2025 年 4 月以降の退職
 - ◆（後半期分申請）2025 年 10 月以降の退職

} (様式 4) 給与等支給（見込）証明書、または
{ (様式 7) 給与所所得以外の所得（見込）証明書
が必要です。 ※ただし独立生計者ではない学生本人のアルバイトについては不要

} (様式 5) 退職に関する証明書が必要です。
※ただし学生本人のアルバイトについては不要
- 同一生計者のうち、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者）が得ている年金（個人年金保険等も含みます）や、他者からの援助について全て申告していますか？
 - ・60 歳以上の方がいる場合は、必ず年金の有無を申告してください。無の場合は、様式 1-②にその旨を記入してください。
- 「前後半期一括申請」をしている場合は、「申請条件を満たしていること」、「前後半期一括申請上の注意事項」（申請要領 P.2~3）及び、「後半期受付期間中に提出する書類」を十分確認していますか？

【注意】申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、「様式 11-2 前後半期一括申請変更（取下げ）申立書」を提出する必要があります。変更が生じたにもかかわらず申立書の提出がなかった場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に判明した場合は免除許可取り消しとなります。